

株式会社アイリッジ 定款

平成 20 年 8 月 29 日	会社設立
平成 20 年 10 月 29 日	改定
平成 21 年 6 月 19 日	改定
平成 23 年 5 月 24 日	改定
平成 23 年 7 月 12 日	改定
平成 23 年 10 月 28 日	改定
平成 23 年 12 月 5 日	改定
平成 25 年 3 月 27 日	改定
平成 25 年 9 月 25 日	改定
平成 25 年 11 月 5 日	改定
平成 26 年 10 月 28 日	改定
平成 27 年 3 月 25 日	改定
平成 27 年 3 月 26 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 10 月 28 日	改定
平成 28 年 10 月 25 日	改定
平成 29 年 5 月 1 日	改定
平成 30 年 10 月 24 日	改定
令和 4 年 6 月 27 日	改定
令和 6 年 6 月 25 日	改定
令和 7 年 6 月 25 日	改定

株式会社アイリッジ 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アイリッジと称し、英文では iRidge, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した情報処理サービス業務、情報提供サービス業務
2. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
3. 広告、マーケティング、ブランディング、セールスプロモーション等の企画立案、制作及び運営
4. 情報処理機器の製造及び販売
5. 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
6. AI（人工知能）を活用したサービスの企画立案、開発、運用、保守及び販売
7. カーボンクレジット等の取引その他の GX（グリーントランスフォーメーション）に関するサービスの企画立案、開発、運用、保守及び販売
8. 労働者派遣事業
9. 有料職業紹介事業
10. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、19,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い、手数料並びに株主及び新株予約権者の権利行使に際しての手続きは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 取締役会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 33 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除できる。

2 当社は、第 8 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会終結前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。